

「栃木県のがん2017(平成29年)」
(栃木県がん実態調査報告)の
公表方法について

がん登録データの公表により個人が特定され得る場合の配慮

《情報の提供の利用規約12(3)》

公表にあたっては、利用者は、原則、次の ~ その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人、病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又はがん登録部会が特に認める場合はこの限りではない。

がん種別、年齢別、市町別、病院別等の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。

、 、 略

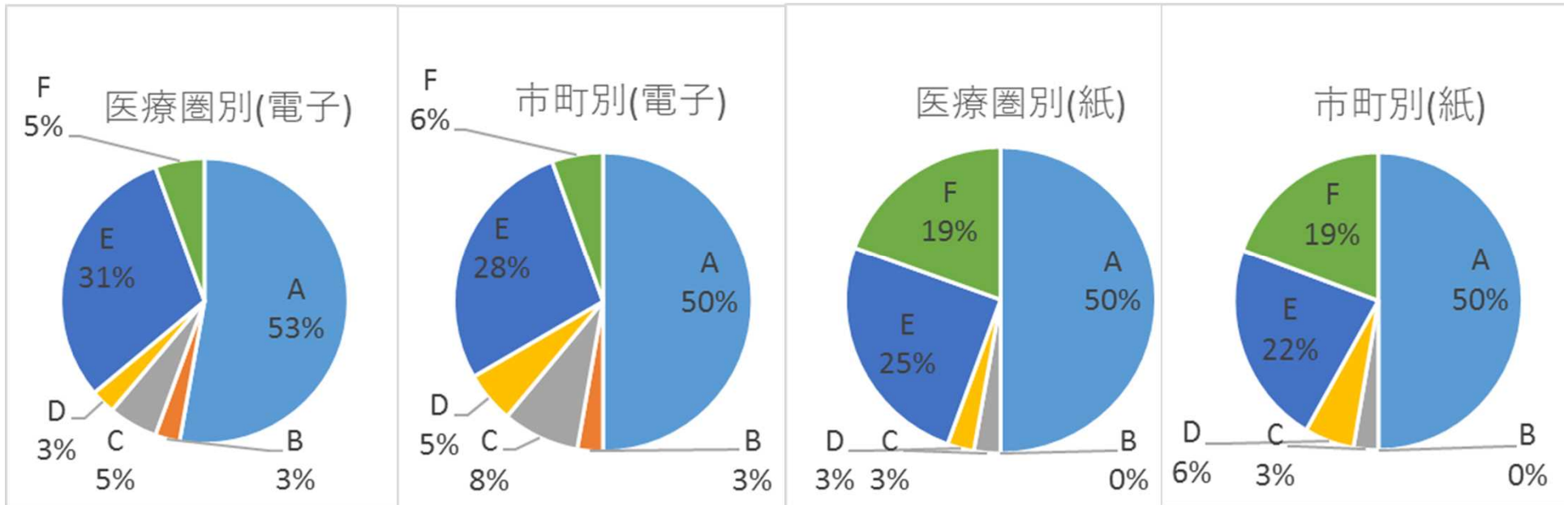
全国がん登録における他の公表状況

- ・国公表値 都道府県別、年齢階級別等の集計値が10件未満であっても秘匿せず
- ・他県公表値 県ごとに様々(次頁参照)

他県の公表状況

A公表(実数)
 B公表(「0」、「1~3」、「4~6」、「7~9」と表示)
 C公表(「-」等で表示)
 D公表(その他)
 E表の公表なし
 F別媒体でのみ公表

N=36



他県の状況を踏まえ、市町村別の集計値の取扱いを再検討

《1件以上10件未満の集計値の公表方法案》

	医療圏別	市町別	備考
地域がん報告書	表示	表示	全て表示
2016報告書	表示	表示 (一部除外)	市町別の結腸・直腸・乳(男性)・子宮・子宮体部について、項目を非公表
案1 (昨年同様)	表示	表示 (一部除外)	同上
案2 (公表範囲拡大)	表示	表示 (一部除外)	昨年非公表とした結腸・直腸・乳(男性)・子宮・子宮体部の内、一部を公表
案3 (全て表示)	表示	表示	全て表示

案2・3の場合は、2016年に非公表とした項目について、今回の報告書にて遡りで公表する。